岡

野

浩

はじめに

た。しかし、しだいに平安京周辺に寺院が登場し、増加の一途をたどった。それらは良く知られた事項であるが、寺院の 長岡京・平安京遷都の際には、平城京の寺院を移築することはなく、平安京には官寺として東寺・西寺だけが建てら

登場や増加を具体名を挙げながら俯瞰することは、ほとんどなされていない。

また十世紀半ばまでの主要史料に登場する一四八寺の一覧表を作成している。この研究は、平安京周辺寺院の網羅的把握 や、『日本文徳天皇実録』嘉祥三年(八五〇)三月乙亥(二十七日)条の「近隣七箇寺(近陵七箇寺)」について考察し、 たなかしげひさ「10世紀の平安京内外の諸寺」(一九七〇年)は、『延喜式』(巻二一・玄蕃寮)に登場する「近都諸寺」

に成功しているが、寺院群の類型化や変遷の考察には至っていない。

文をもとに筆者が補った)。①平安遷都の直後に建てられた寺院(東寺・西寺・神護寺・清水寺・延暦寺)。②定額寺・御 (安祥寺・極楽寺・法性寺・延暦寺楞厳三昧院・浄妙寺・法成寺・平等院鳳凰堂)。 ⑤藤原氏以外の貴族建立の寺院 京都市編『京都の歴史 (嘉祥寺・貞観寺・元慶寺・仁和寺・醍醐寺)。③貴族邸内の持仏堂 第一巻 平安の新京』(一九七〇年) は、およそ次のような寺院を取り上げている(2) (実例は挙がっていない)。④藤原氏建立の寺院 (説明は本

寺・珍皇寺)。 寺・円宗寺)。 居寺・慈恩寺・平等寺・報恩寺・補陀落寺)。 これは、定額寺・御願寺などの寺院制度や、 ⑦比叡山の別所 (神蔵寺・黒谷・帝釈寺・釈迦院・安楽谷)。 ⑧衆庶の信仰を集めた寺 ⑥皇室の造寺 寺院の類型を整理して説明しているが、 (檀林寺・大覚寺・仁和寺・天安寺・円融寺・ 通史の性格上 (六波羅蜜寺 円教寺 因果 行願 円乗

関係の分析などはなされていない。 『平安京提要』(一九九四年) の第三部第三章「平安京と寺院」は 「山背国時代の寺院」「平安京の寺院」

「発掘に基づく寺院の復元」で構成されている。全体にわたって発掘調査の成果に多くの紙面が割かれている。 「山岳寺院」の三節からなり、そのうち「平安京の寺院」は「王城守護の寺院」「定額寺から御願寺へ」「造寺の隆盛

駒沢史学93号 (2019)寺院―山林寺院―」の項目を立てて、九世紀の寺院を取り上げ、国忌・密教修法・宮中行事・葬送などの機能を合わせて が、紙数の限られた講座 考えることを主張している。立地条件と社会的機能を基軸に据えて平安京周辺寺院を論じようとする視点は有益である 「平安京と寺々」(二○一○年)では、「京下諸寺」「東寺と西寺」「平安京周辺寺院-(「古代の都」シリーズ) の記事であるため、豊富な成果には至っていない。 ―野と岡の寺―」 「平安京周 辺

とが、西本昌弘によって解明されている。それは、平安京周辺寺院の説明を、 称で、定額寺のような制度ではないと本郷真紹が指摘している。そこから、定額寺・御願寺の制度・類型だけで寺院を捉 縛られる必要のないことを示している。また、御願寺については、僧侶・天皇・檀越の各々の要望が一致して成立した呼 えるべきでないといえる。平安京周辺寺院を、 桓 近年の研究に着目すると、常住寺を含む七寺については、平安京遷都以前から存在し、 |武朝の寺院抑制策と、貴族・皇族・僧侶による寺院建立との相互関係を、具体的に把握することはできないであろう 立地条件で類型化することを堀裕 東寺・西寺や最澄・空海から始める構図に (前掲) は試みている。 桓武・嵯峨朝に重視されたこ それ以外にも、

そのような問題関心に立ち、本稿では次の手順で平安京周辺寺院の動向を整理することにしたい。 第一に、 平安京遷都

整理基準が考えられるはずである

名』『京都府の地名』(日本歴史地名大系27・26、平凡社、一九七九・八二年)に従って括弧で表示することにする。 手続きについて考察する。 設を転用 以前からの寺院について確認する。第二に、平安京周辺に成立した寺院を、既存施設のない場所に建てられたか、 利用して成立したかの基準で整理する。第三に、 なお、寺院 **趾** の所在地を理解するために、 平安京周辺寺院、 便宜的に現代の地名 とりわけ私寺が公認されて存続する条件や (比定地)を『京都市の地 既存施

第 章 平安京遷都時の寺院

第 節 長岡・平安遷都時に建てられた寺

平安京の北 に光定が野寺にい 法文を「野寺天台院」で道証らに披見させた記事がある。さらに『伝述一心戒文』(巻上)によると、弘仁十年 の薬師像が長岡京から新京に移ったと解釈している。また『日本後紀』延暦十五年十一月辛丑 置していたという。 野寺は常住寺ともい 桓 武 賀茂社・松尾社・七大寺・野寺に頒布した記事、『叡山大師伝』に同二十四年に最澄が書写して持ち帰った天台の の初七日の斎会が 常住寺 の立場にあったことがわかる。さらに西本昌弘は、『日本後紀』大同元年(八〇六)三月丁亥 (京都市北区北野) は、 た護命僧都の房を訪ねている。これらから野寺 西本昌弘は、常住寺が延暦五年に某所から長岡京に移建され、平安京遷都の際に常住寺と桓 1, 東寺・西寺よりも先に平安京で重要な位置を占めた寺院である。 延暦五年 「京下諸寺」で行われた記事について、それに野寺 に位置する北野廃寺跡が同寺と推定され、 (七八六)に「南京」から「此京」に移った寺院で、桓武天皇の本尊である薬師仏を安 (常住寺) 山城国葛野郡に属したことになる。 が桓武・嵯峨朝に重視され、 (常住寺) が含まれていたと指摘している。 『阿娑縛抄諸寺縁起』 (十四日)条に新銭を伊勢 僧綱 (二十三日 によると、 所 武 の持仏

に東西二寺の坐夏 〇七) 同十六年四月己未 「官家功徳封物」(国家的仏事の財源)を東大寺ではなく東西二寺の所司に納めるとあり、 (安居) の布施・供養を諸大寺に準じたものとした記事がみえる。『日本三代実録』貞観六年(八六四 (四日) 条に造西寺次官がみる。『日本後紀』弘仁三年 (八一二) 十月癸丑 (二十八日) 翌四年正月癸酉(十九日)条

東寺・西寺については、『東宝記』(第一)に延暦十五年(七九六)に造東寺長官の任命記事があり、『類聚国史』

第二節 平安遷都以前から存在した寺・堂

一月十六日条の

「西寺綱所」の記事から、西寺が僧綱所として固定したことが知られる。

以上の七寺のうち東寺・西寺を除く五寺を平安京遷都以前に建立の寺と杉山信三が指摘している。(ユ) の建立と記されている。弘仁十年編纂の弘仁式に、同十年創建の聖神寺が載っていることに若干の問題を含んでいるが、(印) 坂郷 八坂寺は法観寺として現存する。聖神寺は、『賀茂社禰宜神主系図』によると賀茂神社の神宮寺で、弘仁十一年(八二〇) で行われるようになったとみられる。上記の七寺のうち「佐比寺」は紀伊郡石原郷(᠀) 日)条によると『礼記』が記す天子七廟に習って国忌の数を増やさない方針が決まっており、 寺、聖神寺、寺別餅菜料」、『小野宮年中行事』七月十五日「七寺盂蘭盆供養事」に「弘仁大膳式云、送,,東・西・佐比 また『延喜式』(巻三三・大膳式下4・盂蘭盆供養料条)に「七寺盂蘭盆供養料、 八坂・常住・出雲・聖神,」の記事がみえる。いずれも盂蘭盆会の記事である。『続日本紀』延暦十年三月癸未(二十三 『続日本紀』 延暦九年 (東山区八坂上町)、「出雲寺」は愛宕郡出雲郷(上京区藪之内町)、聖神寺は愛宕郡(上賀茂社付近)に所在した。 (七九○) 九月丙寅 (三日) 条をはじめ、 長岡京・平安京「七寺」の記事が国史に登場しており、 東西寺、佐比寺、八坂寺、野寺・出雲 (南区塔ノ森)、「八坂寺」は愛宕郡八 先祖供養の盂蘭盆会も七寺

平安京遷都以前から存在した寺には、

他に次のようなものがある。

から仏像を受けて「蜂岡寺」を造った記事があり、 『朝野群載』(巻二)所収「広隆寺縁起」も、 その由来を伝える。

川原寺・長岡寺 (伏見区) は、『類聚国史』(巻三四)大同五年(八一〇)七月辛亥(十三日)条に、 平城天皇の不予を

理由に、 川原・長岡の両寺に使を遣わし諷誦させた記事がある。長岡京に所在した寺院とみられる。

武の四七日の斎会を佐比・鳥戸・崇福の三寺で行った記事、『日本文徳天皇実録』天安二年(八五八) 鳥戸寺 (宝皇寺・珍皇寺)(東山区小松町)については、『日本後紀』大同元年(八〇六)四月戊申 (十五日)条に、 四月庚子 (九日) 桓

平安京周辺寺院の成立 愛宕郡鳥戸郷に鳥戸寺 案(『平安遺文』 「宝皇寺」が俗に「鳥戸寺」と呼ばれた記事がある。 四二一号に、 (宝皇寺)が桓武朝以前から存在し、 鳥部郷 (鳥戸郷)・八坂郷・錦部郷の土地や、「丙辰年」の創建記事がある。 また長保四年(一〇〇二)二月十九日の山城国珍皇寺領坪付 のちに珍皇寺と呼ばれとみられる。 以上から、

岡野浩二 堂宇特聴||改建||」と記されている。 本号,|岡本堂、是神戸百姓奉,|為賀茂大神、所,|建立,也、 (北区) は、『続日本後紀』天長十年(八三三)十二月朔日条に「道場一處、 賀茂社の神戸がその神宮寺として建立した堂 天長年中検非違使尽従,,停廃、至、是、 (道場) で、天長年間 在山山城国愛宕郡賀茂社以 勅日 (八二四~八三 (中略) 東 宜…彼

進解にみえる「山背国賀茂郷岡本里」の里名と符合している。(2) 四)に検非違使によって破却されたが、ここで再建されたと記されている。「岡本」は、天平六年(七三四)

四段三一六歩を「石作寺」に返した記事がある。 石作寺は郷名を負う寺であり、平安京遷都以前から存在したと考えられる。 (西京区)は、『日本三代実録』元慶三年 『和名類聚抄』に乙訓郡石作郷が、 (八七九) 閏十月五日条に、 山城国乙訓郡の公田五町を元慶寺田とし、 『先代旧事本紀』に石作連氏がみえ

弘仁五年(八一四) 十月十日の官符 創建年次の不明なもの三点を追記しておく。 (『政事要略』巻七○)において、その北限として同寺が記されている。 霊巌寺 (北区) は、 宮城以北の山 野に入ることを禁じた

比叡寺

(延暦寺)

(滋賀県大津市)は、

同二十年の

に所在した寺である。『日本三代実録』貞観十六年八月二十四日条に、宗叡が愛宕郡栗栖野に御願寺を建てた記事があり、 年(八七六)に十一歳で入山の志を抱き、王城北山の「度賀尾寺」の賢一に従ったという。**高岑寺**(北区)は されている。 抄』には、 貞観年間 **度賀尾寺**(右京区梅ヶ畑栂尾町)は、『尊意贈僧正伝』によると、のちに天台座主になる尊意が、貞観十八 (八五九~八七七)から霊巌寺で三月三日・九月九日に天皇が北斗星を祭って御灯を献じていると記 、「北山

第 一章 平安京周辺寺院と旧来施設

その仏像はもと「北山高岑寺」に所在したが貞観十三年の大雨の際に栗栖野に移したと記されている。

第 節 旧来施設を持たない

(延暦寺文書)に「比叡寺印」が押されており、『叡山大師伝』によると弘仁十四年二月二十六日に「延暦寺」号が勅にには、比叡山に「根本中堂一乗止観院」を建てた記事がみえる。最澄が弘仁二年七月十七日に記した『羯磨金剛目録』 「比叡峰一乗止観院」がみえ、弘仁三年(八一二)に法華三昧堂を建てたと記されている。また『扶桑略記』 『叡山大師伝』の延暦十六年 (七九七)の記事に「山院」、 延暦七年条

よって許されている。

れ、 澄らを招いて天台の教えを講演させている。天長元年(八二四) た(『類聚三代格』巻二)。その官符によると、和気清麻呂が延暦年間に河内国に建てた神願寺が、 高雄山寺 「神護国祚真言寺」(神護寺)と改称している。 (**神護寺**)(右京区梅ヶ畑高雄町)は、『叡山大師伝』によると延暦二十一年(八○二)に和気広世 九月二十七日の太政官符で、高雄寺が定額寺に指定され 山城国の高雄寺に遷さ 真綱が最

侶を止住させ、葛井寺を法輪寺と改称したという。

鞍馬寺 (左京区鞍馬本町) は、 『扶桑略記』 延暦十五年 (七九六) 条、『拾遺往生伝』 (下巻二) によると、 藤 原伊勢人

(造東寺長官) が観音と毘沙門天の像を安置した西観音堂に端を発するという。

寺は、 動と坂上田村麻呂との関係を記している。また同書延暦二十四年条には、 清水寺 坂上田村麻呂が観音像を安置した檜皮屋を堂舎としたといい、「件寺縁起」を引いて沙弥延鎮の宝亀九年からの活 (東山区清水)については、『扶桑略記』 延暦十七年(七九八)七月二日条によると、 寺地を坂上田村麻呂に与え、「私寺」とするこ 愛宕郡八坂郷 東山 清 水

日間参籠して虚空蔵菩薩を感得して木像を造ったことに端を発し、貞観十六年(八七四)に仏閣を建てて霊像を安置 葛井寺 (法輪寺) (西京区嵐山虚空蔵山町)は、『法輪寺縁起』によると、天長六年(八二九)に道昌が葛井寺に一〇〇

とを山

城国司に伝えた太政官符が引用されている。

法琳寺 (伏見区小来栖北谷町)は、 入唐僧の常暁が宇治郡に建てた寺で、 唐から伝えた太元帥霊像を安置し、 太元

女御)と恵運が安祥寺山南麓に建てた寺で、仁寿元年(八五一)に七僧を置き、斉衡二年(八五五)に を修する場になったと、 同三年に四辺の山 (山科区御陵平林町) は、『安祥寺伽藍縁起資財帳』(『平安遺文』 一六四号)によると、 [を施入されたといい 『続日本後紀』承和七年(八四〇)六月丁未(三日)条が伝えている。 (『日本文徳実録』十月辛卯 (二十一日)条では宇治郡粟田山)、 藤原順 五. 〇 官 子 町 額」を受け、 (仁明天皇の 0 几 「東

裏に所在したと記されてい る

南限

山陵、

西限

| 堺峯|

北限二檜尾古寺所一」が記され、また宇治郡余戸郷北方に

「安祥寺上寺」

がその

海印三昧寺 乙訓郡木於山峯に (長岡京市) 「十院」 は、 を建て「七家八宗業道」を習学するとして、定額寺とし、別当と年分度者を置くことを申 道雄が建てた寺で、 嘉祥四年 (八五一) 三月二十二日官符 (『類聚三代格』

請して許されている。

上の堂舎、

山下の宿院の順で建築物が整備されたことがわかる。

(北区) は、 常住寺十禅師延庭が葛野郡北山に「道場」を建てて千手観音像などを安置し、貞観二年(八六〇)

に木工寮が堂舎を建立し、 (山科区北花山河原町) 同七年四月十五日に御願寺とすることが認められたと『日本三代実録』 は、 遍昭が陽成天皇の誕生時にその母藤原高子とともに発願して建立したもので、『日 が伝えている。

本三代実録』元慶元年(八七七)十二月九日条に、定額寺となり年分度者三人が置かれた記事がある。

仁和寺(右京区御室大内)は、宇多天皇が光孝天皇のために建立した寺で、『日本紀略』 仁和四年(八八八) 八月十七

日条に「新造西山御願寺」での光孝天皇周忌法会の記事があり、延喜七年(九〇七)五月二日の太政官符

(『類聚三代格

巻二)にもそのことがみえる。

七)に醍醐天皇の御願の仏像を造り、 一日に同寺に下されている。また同十九年四月十九日には醍醐寺下宿院の造作が始まっている 醍醐寺(伏見区醍醐)は、聖宝が貞観(八五九~八七七)の末に宇治郡の笠取山に登って精舎を建て、延喜七年 後継者の観賢が定額寺とすることを申請し、 その裁可の僧綱牒が同十四年正 以 上 『醍醐寺要書』)。山 (九〇

第二節 官人の邸宅・山荘を寺に転用、 または貴族の土地に建てられた寺

在二山 庚申(二十七日)条に「従五位下菅野朝臣永岑言、亡父参議従三位真道朝臣、 為...一院,` 雲居寺 城国愛宕郡八坂郷、雖||其疆界接||八坂寺、而其形勢猶宜 (東山区下河原町) 置||僧一口|、永俾||護持|、許」之」と記されている。 は、菅野真道が建てた「道場一区」に端を発する。『続日本後紀』 |別院| 由」是、 道俗号曰:|八坂東院|、伏望限以;|四至 奉||為桓武天皇|、所||建立||道場院 承和四年 (八三七) 二月 别

慈恩院 (南区) は、 滋野貞主の「宅一区」を「道場」にしたこもので、 西寺の別院になっている。 『続日本後紀』 承和 されてい

真如院

(西京区山

田平尾寺)は、

藤原良縄が「別野」に建てた「道場」

である。『日本三代実録』

貞観四年

と記されているのである。 十一年 院/、東大寺僧伝灯住位円修永為||別当/、三綱在別」別、 私建 (八四四) |道場|、是格之所」禁也、 四月壬午(三十日)条に「参議式部大輔従四位上滋野朝臣貞主、 雖,,是旧宅、事似,,新築、(中略) 又自」此以後、 別当三綱、 望請便入二西寺、命 随 以下在 |檀越願|、令」充||行之| 者、 西寺南 為 ||別院|、号||其名|日 居宅一区 捨為二道場、 一慈恩

丘寺、元是右大臣清原真人夏野之山荘、今所」謂天安寺也」とみえる。 が置かれたことに端を発する。 雙丘寺・天安寺(右京区花園扇野町) 『日本三代実録』天安二年 は、 清原夏野の「山荘」に端を発し、 (八五八)十月十七日条に「陵辺修」三昧」沙弥廿口、 文徳天皇の田邑陵の近くに三昧を修する僧 令」住

月十日条に、「正三位行権中納言平朝臣高棟奏請、 平等寺 (右京区) は、 平高棟の「別野」に建てられた「道場」に端を発する。 別野在二山城国葛野郡、 以為二道場、 『日本三代実録』 賜」額曰::平等寺、 貞観 完年 韶許」之」と記 八五五 九 正

二月十六日条に「参議正四位下行左大弁兼左近衛中将藤原朝臣良縄奏言、 別野一区在;;山城国葛野郡、 良縄奉二為先皇

報恩寺は、 ·納言兼民部卿皇太后宮大夫伴宿禰善男奏言、 置其中、 伴善男の 親母出家、 「別野」を「道場」にした寺である。 『日本三代実録』 貞観四年(八六二) 便亦居住、 請捨為||道場|、賜||名真如院| (中略)心練,,報恩之誠、毎念」建,,仁祠之舎、 許」之」とみえる。 還恐」違 十月七日条に |国家之制、 正

十二月二十五日 高丘親王が構えた「堂舎」の地に在原善淵が「一舎」を構えたものである。『日本三代実録』 [条に 「大蔵大輔正 五位下在原朝臣善淵奏言、 中 略) 禅師親王昔構 堂舎 之地、 今来荒 貞観四年

_ 山

城国紀伊郡深草郷別野 | 為 | 道場 |

賜

|額報恩、(中略)

詔許」之」とある。

49 存、 不」労二犯土之功力、 便建二一舎於此中一 (中略) 詔許」之、 善淵、 平城太上天皇孫、 高丘親王之男也」と記され

永伝||真言法門秘要|、

師資相伝、

存、於不朽、勅許」之」と記されている。

てい

る

立||道場||者、格式之所」|禁也、 禅林寺 爰買,,故従五位下藤原朝臣関雄東山家、 九月六日条に「以二山城国愛宕郡道場一 (左京区永観堂町) は、 犯 |此禁制、立||彼道場、非。是敢押| 藤原関雄の「東山家」を真紹が買得して建てた寺で、『日本三代実録』 院、 即便為||寺家|、造||立一堂|、安||置五仏|、夫僧買||俗家|者、 預,於定額、賜,名禅林寺、先」是、 |法禁 | 故招+罪名よ 律師伝灯大法師位真紹申牒偁、 (中略) 請預 之定額、 律令之所」制、 貞観五年 名 禅林寺 私

八〇)十一月二十五日条に「太上天皇聖体不予、是日遷」自,|棲霞観,御,|円覚寺,(中略) 円覚寺者右大臣粟田山庄也」とあり、 **棲**霞寺(清涼寺) 円覚寺 (右京区嵯峨野水尾宮ノ脇町)は、 (右京区嵯峨野釈迦堂藤ノ木町)は、源融の「山庄」に端を発する。 十二月四日に清和上皇が円覚寺で崩御している。 藤原良相の 「粟田山庄」を寺にしたもので、 『日本三代実録』元慶四年 棲霞観者左大臣山庄也、 『日本三代実録』 元慶四 中略 年 (八八八 八八

駒沢史学93号 (2019)

○)八月二十三日条に、 あったという記事がある。寛平七年(八九五)八月に源融が薨じた後に棲霞寺になり、 (九四五)六月十日・七月二十八日・十二月二十七日条に、 世紀には、 奝然が宋から将来した仏像が棲霞寺釈迦堂に安置され、後に清涼寺と呼ばれるようになった。 清和太上天皇が嵯峨棲霞観に滞在した記事、 棲霞寺の釈迦堂・新堂院や亡室の周忌法会の記事がある。 十一月二十五日条に、 源重明の 棲霞観は源 『吏部王 融 記 0 天慶八年 Ш 生で

下、大衆合」力、 あった堂舎としたものである。 赤山禅院 (左京区修学院開根坊町) 以 |銭二百貫 | 買得也」と記されている。 『慈覚大師伝』に は、 仁和四年(八八八八) 「仁和四年、 に南淵年名の 建二立大師本願禅院、 「山庄」を延暦寺僧が買得して円仁の宿 是南大納言山庄也、 在 延暦寺

願

ある。 円城寺(左京区鹿ヶ谷宮ノ前町)は、 延喜六年 (九〇六) 九月十九日の太政官符 藤原氏宗の終焉の地に妹の藤原淑子が建立し、宇多天皇と益信が経営した寺院で (『類聚三代格』 卷三) に「件寺元是故右大臣贈正二位藤原朝臣氏宗終

|委||付益信|」と記されている。

故尚侍贈正一位藤原朝臣淑子発願建

||斯仁祠、

太上法皇御宇之間、

依

|尚侍付属

|令」加|

修造、

(中略)

故以

_ 寺

上皇・天皇の後院・ 離宮、 およびそれに関連する寺・

子が建立した寺院で、『日本文徳天皇実録』嘉祥三年(八五〇)五月壬午(五日)条に「后自明」泡幻、篤信」仏理、建口 為||道場|、名号惟新、 地也、 以 貞観十二年(八七○)八月二十六日条に「以 また『日本三代実録』 貞観十八年(八七六)二月二十五日条に「淳和太皇太后、 大覚寺の南に位置したと考えられる。 なお檀林寺・観空寺も、 大覚寺 ||其後親王源氏| (中略) 承和三年 (八三六) 名 の事績として、「嵯峨旧宮、 (右京区嵯峨大沢町) |檀林寺、遺μ|比丘尼持律者|入+住寺家」、仁明天皇助||其功徳、 而今尊像禅経、 為中植 称曰::大覚、(中略) 元慶三年(八七九)三月二十三日条には、淳和太皇太后 越上、 橘嘉智子や嵯峨上皇によって嵯峨の地に建てられた寺院である。 永為 閏五月壬午 時備;,敬礼, 鍾磬香花、 は、 |恒例|| 嵯峨上皇の 捨為||精舎、号曰||大覚寺、其側建||廨舎、名為||済治院、 観空寺 (十四日) 条に造檀林寺使主典がみえる。 『山城名勝志』などから天竜寺の周辺、 勅曰、宜┗随;」太皇太后御願、賜┗額曰、大覚寺、頒┺行天下よ」と記されている。 とあり、 山城国葛野郡観空寺 (右京区嵯峨観空寺久保殿町) 「嵯峨院」 大覚寺の西に位置する。 随以安置、 請ヒ以||嵯峨院|為ヒ大覚寺」,曰、嵯峨院者、太上天皇昔日閑放之 を皇后の橘嘉智子が寺院にしたものである。『日本三代実録 伽藍之体、仏地之端、 |預||之定額| 施二捨五百戸封、以充 は、 (正子内親王。 嵯峨上皇が建てた寺で、『日本三代実録 勅、 観空寺者、 五六年来、 **檀林寺**(右京区) 療||僧尼之病||とある。 嵯峨と橘嘉智子の娘。 嵯峨太上天皇創建 |供養| 」とあり、 適然具足、 は、 (中略) 淳和

淳和院

(右京区)

は、

淳和上皇の後院である。

『続日本後紀』天長十年(八三三)

八月戊申

(二十五日)

あり、右京四条に位置した。 **嘉祥寺**(伏見区)は、仁明天皇の居住した清涼殿を深草山陵に移して建てた寺で、『日本文徳天皇実録』仁寿元年 八

五一)二月丙辰(十三日)条に「是日、移,,清涼殿、為,,嘉祥寺堂、此殿者、先皇之讌寝也、今上不」忍」御」之、故捨為,

駒沢史学93号 (2019)観寺は寺名が定まらず、「西院」と称して度者を置き、貞観四年七月二十七日に「嘉祥寺西院」を「貞観寺」と改称した 観十四年七月十九日条には、 七四)三月二十三日条に、貞観寺は清和天皇が誕生した際に藤原良房と真雅が謀って建てたと記されている。また同書貞 仏堂_|」と記されている。**貞観寺**(伏見区)は、「嘉祥寺西院」に端を発する寺である。『日本三代実録』貞観十六年(八 真雅の申請によって天安三年(八五九)三月に嘉祥寺に年分度者三人が置かれ、そのとき貞

と記されている

院,(中略)至」是許」之」とあるように、仁明天皇の皇子常康親王に伝わり、同親王が出家して遍昭の弟子となったこと 之第七皇子常康親王旧居也、初親王出家之後、去貞観十一年二月十六日、親王付;[属於遍照](中略)望請為;[元慶寺別 るようになったことがわかる。『日本三代実録』仁和二年(八八六)四月三日条に「僧正遍 鼈 奏言、雲林院、是仁明天皇 (八四四)八月癸巳(十三日)条から、淳和天皇の離宮「紫野院」が「雲林亭」と改称し、さらに「雲林院」と呼ばれ 雲林院(北区)は、『日本紀略』天長七年(八三〇)四月乙卯(十二日)条、同九年四月癸酉(十一日)条、承和十一 遍昭の経営する元慶寺の別院になった。『日本三代実録』元慶八年(八八四)九月十日条にも、貞観十一年(八六九)

一月十六日の常康親王の出家と雲林院のことが記されている。

の寺僧からの伝聞がみえる。「河崎」(中京区梶井)

は、

鴨川に接した場所である。

第四節 僧の遊行と檀越寄進の屋舎に由来する寺

なお 遂定 聊修 漁商比屋之地也、 よって立てられた寺である。『日本三代実録』によると、薬師寺の壹円が藤原良房の病気を平癒させたことで、 (八六五)九月五日に権僧正に直任されている。そして同書貞観八年十月二十日条に「勅、 相応寺 ||壇法|、 _ 寺名、 「吉記」 (大山崎町字大山崎) 以為||相応|、宜||賜||四履|永為+寺堺|、東至||橋道|、南至||河崖|、西至||作山|、北至||大路||」と記されている。 鏟;|平地中、得;|旧仏像、因縁相応、霊瑞頻現、太政大臣歎;|其希有、奏建;|道場、即発;|工夫、 養和元年(一一八一)九月二十二日条の「感応寺」(川崎観音)への参詣記事に、 往年権僧正壹円泛」水観二行橋頭一遭二天暑熱一上」岸風涼、有二一老嫗一避」舎献 は、 壹円が「一老嫗」に「漁商比屋」の土地を譲られて壇法を行った場所に、 山城国乙訓郡相応寺者、 壹円僧正の建立であると 地、 壹円便在, 忽備二輪奐、 藤原良房に 貞観七年 其中一 元是

第三章 平安京周辺の寺・ 院 ・堂の公認

第 節 寺・ 院

院 章では が登場していた。「寺」「堂」「院」 「寺」と「堂」(岡本堂) が、 第二章では の術語 (各々の理念型)と、ここで登場した実例につい 「寺」と「院」 (慈恩院 ·真如院 赤山 禅 院 淳 て整理 和 院 嘉祥寺西 しておこ

寺」の必要条件については、『続日本紀』 霊亀二年 (七一六) 五月庚寅 (十五日) 条が注目される。そこでは伽藍を修

う。

54 造せずに寺額や寺田を要求する現状があり、そうしたものは数箇寺を合併する、堂塔が整っていても寺僧がおらず檀越が いる。つまり「寺」は、 寺田を専有している現状があり、それに対して国司・檀越が立ち会い資財を記録させるという政策が打ち出されて 伽藍の整備、僧(僧尼)の常住、財源の確保、 檀越の存在、という条件が満たされた、 わば法

している。つまり「堂」は、僧尼の常住が認められないなど、上記「寺」の必要条件を満たさないものである。(エワ) (5・非寺院条)で、僧尼が「寺院」ではなく別に「道場」を建てて衆を集め教化することが禁じられており、その 「堂」については、直木孝次郎が『日本霊異記』にみえる「寺」と「堂」を対比して、「堂」には常住僧がいないと指 僧尼令

人格の組織を理想としていたのである。

駒沢史学93号 (2019)る。 祥寺西院」(貞観寺)はその実例であり、「赤山禅院」も比叡山延暦寺の一部とみることができる。しかし、「真如院」は なる前からそのように呼ばれており、いずれも上皇・天皇の後院・離宮に由来する「院」であったとみられる。 誕生した例もあり、また仁和寺御室のように自立性の高い特定の院家が存在したケースもある。第二章で取り上げた「嘉 場」も「堂」と同じ立場と考えられる。第一章で取り上げた「岡本堂」も、賀茂社の封戸が建てた簡易な施設とみられ 一部をなすものである。当初から計画して建てられたとは限らず、羂索院が発展して東大寺になった例や、子院が後から 「道場」とも記されており「堂」の性格を帯びている。「淳和院」は上皇の後院の名称であり、「雲林院」は元慶寺別院に 「院」については、杉山信三が次のように指摘している。つまり「院」は飛鳥寺禅院・東大寺戒壇院のように、「寺」の(8)

寺に指定 いったかたちで、 第一章・第二章で取り上げた寺・堂・院は、堂宇の改建(岡本堂)、僧侶の居住と仏事の勤修(雙丘寺=天安寺)、 既存の寺に付属する「院」となることで存続している。さらに興隆寺は、常住寺十禅師延庭の建立であり常住寺の (海印三昧寺・禅林寺・醍醐寺)、寺額・寺名を授与 (平等寺・報恩寺・大覚寺・安祥寺、 朝廷から公認されている。また雲居寺は八坂寺東院、慈恩寺は西寺別院、雲林院は元慶寺別院というよ 真如寺・相応寺)と

て罪名を招くことに他ならない」という文言である。

第二節 延暦・大同年間の寺院統制

系列に入ったとみられる。

禁止しており、私に道場を建てるのも格式の禁じるところである。この禁制を犯してその道場を建てるのは、 が禁じていることである。旧宅であっても新築に他ならない」、禅林寺の「そもそも僧が俗人の家を買うことは、 年間に検非違使が悉く停廃とした。(中略)その堂宇を特に改築することを許す」、慈恩寺の「私に道場を建てることは格 章・第二章で取り上げた堂・寺の公認の記事には、 私道場立禁止令のことがみられる。 すなわち、 岡本堂の 「天長

ここでは特に延暦二年(七八三)六月十日の太政官符「禁…断京職・畿内・諸国、 私道場建立禁止令については、僧尼令(18・不得私蓄条) に僧尼が私に園宅・財物を蓄えることが禁止されてい 私作,,伽藍,事」(『類聚三代格』

九)を指しているのであろう。そこには、

解||見任|、自余不」論||蔭贖|決||杖八十|、官司知而不」禁亦同罪 奉」勅、 定額諸寺、其数有」限、(中略)自今以後、私立二道場 及将 田宅園地 捨施、 并売易与レ寺、 主典以上

するかたちで土地を私有したり、檀越として寺院経営に介入することを禁じているのである。 と記されている。ここで違反者として想定されているのは「主典以上」の職にある官人で、それらが田宅園地を寺に施入

また『日本後紀』 延暦二十四年 (八〇五) 正月癸酉(三日)条に、

定額諸寺、 事多... 姧濫、 檀越之名、 宜」加 載在 |流記| 不」可二輙改、而愚人争以二氏寺、 仮川託権貴、 詐称 檀越、 寺家田地、 任」情

西寺」の誤記である。

同書大同元年(八〇六)八月壬午(二十二日)条に、

如 類」者、 门間、 王臣勢家、不顧,,本願、 五位已上録」名奏聞、 六位以下禁」身進上、 而追||放檀越|、改||替綱維|、田園任」意、或売或耕、名称||己寺|、還致 又其檀越子孫、 物摂,,田畝、専養,,妻子、不」供, ||衆僧|、 損穢、 宜心簡 若有

という法制が載っている。 前者は定額寺の檀越と偽って寺田を売買することを禁じた内容である。 また後者は、 王臣家が

氏中情在,,弘道,者上充工

官符」」と記されてい れる。そこには、「清水流記云、 檀越を追放し綱維 延 暦二十四年には、 (三綱)を交替させて寺田を売買することや、檀越が寺田を流用することを禁じた内容である . る。 私寺を破壊して、 同じ記事が『清水寺縁起』 · 有¬勅、 東寺・西寺の造営の資材に充てたことが、『扶桑略記』延暦二十四年条から知ら 除||官寺||外、 (漢文縁起本)、『東宝記』(第一)にもみえ、「東大寺」は「東寺 諸建立寺、皆悉破却、寄,,附東大寺,、爰田村麿卿奏,,聞公家,

院に転じたもので、そのうち淳和院は東寺・西寺に次ぐ京域内の寺院である。 山荘・私有地を寺院にする方策を取ったからであろう。また第二章第三節は、 年・大同元年(七八三・八〇五・八〇六)の私道場建立禁止令を前提として、 世紀成立の寺院のなかでも高い比率を占めている。また俗人の主導で建てられたものが多い。それは、 第二章第二節で取り上げた寺・院をみると、官人の邸宅・山荘を寺に転用、 延暦・ 天皇・上皇・皇族の居住空間や所有地が寺 新たに土地を占有するのではなく、 または貴族の土地に建てられたものが、 大同期の私道場建立禁止令の結果 延暦二年・二十四 邸宅 九

第三節 私寺存続の方策

官人は邸宅・山荘など既存の施設・土地を利用して寺院とし、皇族もその離宮や後院を寺院に転用したのである。

り、「所」賜、寺家、勅書官符官牒等」の見出しを立てて、以下の四点の文書を引用している。(空)に有効な素材が含まれている。その本文の末には、「且依、古代之遺文、且依、耆老之党語、 平安京周辺の寺院が、 存続するために採った方策や、認可された処遇について考えよう。 大概撰||集之|| 第の文言があ 『清水寺縁起』 (漢文縁起本)

(1))嵯峨天皇宸筆勅書 (弘仁元年 (八一〇) 十月五日

②賜寺地於本願将軍官符

(延暦二十四年(八〇五)十月十九日山 城国司充太政官符

③賜本願将軍墓地官符(弘仁二年十月十七日民部省充太政官符

④置寺家俗別当官牒(仁寿三年(八五三)十二月二十二日清水寺充太政官牒

のうち①は、「勅、 号...清水寺、望請、 得二大納言坂上宿禰田村麿解状 | 偁、 因||准傍例、 則以,,田村、丸苗裔、為」誓成,,寺家職、 賜。印一面、為。件寺之長財、 以,,去延暦廿四年十月十九日,蒙,,官符、 加以壞;,私寺,移;,東西寺,之日、 賜二山 田村麿定将 地壹処、 建立立

門徒を寺司としたいとの申請が書かれている。そしてそれらの申請が、弘仁元年十月十五日に勅によって認められたとい 件清水寺、為山鎮護国家之庭」 弘仁元年十月五日」というものである。 私寺を壊して東寺・西寺の資材とした際に清水寺はそれを免れた事実、 延暦二十四年十月十九日に寺地の官符を受けた事実、「印一面」を賜わりたい 以||僧延鎮之門徒|、為||修治寺之司 坂上田村麻呂の苗裔を寺家の職、 依レ請 延鎮

容である。私寺

るが 坂上田村麻呂が清水寺に関する申請をしたこと、 からの引用として記されていた。またこの全文が『東宝記』(第一)に引用され の文言が追記されている。 (私道場)を壊して東寺・西寺の資財としたことは、『扶桑略記』 この 「勅」 が原文の通りか、 さらには何らかのかたちでそれが認可された可能性は否定できな 勅そのものが実在したかなど、 「嵯峨天皇宸筆勅書、 信憑性に問 于レ今

延暦二十四年

八〇

Ŧi.

57 2) |t 清水山寺、 在 |愛宕郡|||東限 高峯、 西限 _ 公地、 南限 展振谷、 北限 大道] の四至を定めたもので、

略記 補任したものであり、 三町、為||故大納言贈従二位坂上大宿禰田村麿之墓地|」と符合している。④は坂上正野を清水寺の「別当」(俗別当)に 安人」の記事と合致している。③は 延暦二十四年 永為||私寺、 国宜承知、 (八〇五) 本文中に引用する承和四年(八三七)五月七日の治部省充太政官符は、 条の 依」宣行」之、 『日本紀略』弘仁二年(八一一)十月十月戊寅(十七日)条の 「同年、官符云、 符到奉行、参議従四位上右大弁兼行左近衛少将勘解由長官阿波守秋篠朝臣 東山清水寺、 右大臣宣、 奉」勅、 件寺地殊賜 『続日本後紀』 参議 「賜…山 従三位坂 城国宇治郡 月己巳 宿

(七日)条と同内容である。そして②③④は『平安遺文』(二七号・三四号・一一三号)にも収録されており、

駒沢史学93号 (2019)渓横川谷,」と定めたという記事がある。②雲居寺は、 も合わせて考えておきたい。①比叡寺 を定めることが申請された。③安祥寺の場合、仁寿三年(八五三)に五〇町の寺領が寄進され、その四至「東限 八)四月二十一日に最澄が「結界地」を「東限比叡社并天之塠、南限, 登美渓、西限, 大比叡北峯小比叡南峯, 清水寺の例で第一に注目すべきは、「四至」(寺域)を官符で認定されたことである。その「四至」については、 (延暦寺) は、「弘仁九年比叡山寺僧院等之記」(園城寺文書) に弘仁九年 承和四年 (八三七)に八坂寺東院 (別院)になったが、|四至] 北限 三津 大樫大 他の例

忠実な引用とみられる。

谷、南限

に「宜」賜

限||堺峯|、北限||檜尾古寺所||」が記された。

||四履||永為+||寺堺|| 東至||橋道| 南至||河崖| 西至||作山|、北至||大路|| | と四至が決まっている。こ

④相応寺は、「漁商比屋之地」に端を発し、

貞観八年

(八六六)に

が持っていた公験によって勝訴したと記されている。これらを踏まえると、延暦二十四年の時点で坂上田村麻呂は、 十二月の勧修寺僧正信覚房下文(『平安遺文』一一九七号)に、清水寺・珍皇寺が愛宕郡の土地をめぐって争い、 寺は、既存施設のない それに対して②④は、近接する法観寺や民間施設との境界を明示しておく必要から四至が決められたと考えられる。 のうち、①は 「結界」という宗教上の範疇で理解すべきものである。③は寺領の四至であり、 山林に建てられたが、珍皇寺(鳥戸寺)が近くに広大な寺領を有しており、 寺域を意味してはいない。 永保二年(一〇八二) 清水寺 清水 清水

寺印の鋳造を許されたり、

寺と近接する珍皇寺との関係を視野に入れて、「四至」を太政官符で確定することを申請したのであろう。 近接する他者の存在を前提として定められたのである。 要するに寺域

の四至は、

『続日本紀』宝亀二年 第二に注目すべきは、 (七七一) 八月己卯 (二十六日) 坂上田村麻呂が清水寺の「印一面」を申請し、弘仁元年 条に、僧綱および大安・薬師・東大・ (八一○)に認可されたことであ 興福 新薬師· 元興・ 法

寺の中には、 ある。 よりも前のことである。 た宝物・ 隆・弘福・四天王・崇福・法華・西隆の各寺に印を鋳造して頒布した記事があり、 しかし、すでに指摘したように、 聖教を納めた目録の断簡)に三二の「比叡寺印」が押されており、それは弘仁十四年に「延暦寺」号が許される 延暦・大同年間の寺院統制策によって存続を許されなかった私道場に対して、存続を許された私 印を朝廷から頒布された事例が知られるのである。 最澄が弘仁二年(八一一)七月十七日に記した『羯磨金剛目録』 印は官大寺だけが有したと考えがちで (唐から将来

大同元年 坂上田村麻呂が自身の苗裔を寺家の職、 (八〇六)八月壬午 (二十二日)条にみえる「追」 延鎮の門徒を寺司としたいと申請したことである。 それは、 『日本後

の文言と対応している。 えて淫濫が起こっているので「別当」を定めて糺正させる、文武の五位の官人で明察鯁直の者をそれに充てるという記 命についていえば、 村麻呂の子孫と延鎮の門徒が清水寺の経営を担うと宣言しているのである。また仁寿三年 檀越氏族の中で仏教を広める志を持った者が寺院経営に当たるように命じているのであり、 『続日本後紀』 つまり、 寺院経営の当事者である檀越 承和四年 (八三七) 五月己巳 (七日) ||放檀越|、改||替綱維|||「宜\)簡||氏中情在||弘道||者||充||||| (俗人) と綱維 条に、近城諸寺で「住持」 (三綱) を追放したり入れ替えたりする違 (八五三) (僧侶の責任者 の俗別当の任 それを受けて

清水寺は、 四至 (寺域) を確定し、 寺印を使用し、 運営を担う僧侶と檀越を確定することで、 寺院の存続を図った。 そ

水寺の管理は同氏が担うという意思表示をしているのである。

ここでは氏寺の俗別当に檀越氏族の官人を充てるとは記されていない。

しかし坂上氏は俗別当の人事を介して、

がある。

寺・醍醐寺・仁和寺・珍皇寺・雲林院・清水寺である。

れらの事項は他寺院でもみられるが、

清水寺の場合、

それらが揃っていることが特筆される。

第四節 平安京周辺寺院の消長

を理由とした誦経の対象寺院(七四寺と追加の三寺)のうち、九世紀の平安京周辺寺院は、東寺・西寺・延暦寺・ 大覚寺・常住寺・天安寺。また『山槐記』治承二年(一一七八)十一月十二日条にみえる高倉天皇中宮 六九)八月二十九日条、『玉蘂』承久二年(一二二〇)三月二十五日条にみえる補任例のうち、九世紀成立の京都周辺寺 摂関・大臣・大納言・中納言・参議が主要寺院の「別当」を兼務する俗別当制に着目すると、『兵範記』嘉応元年(一一 院は次の通りである。延暦寺・東寺・西寺・醍醐寺・貞観寺・仁和寺・嘉祥寺・雲林院・元慶寺・檀林寺・海印三昧寺 九世紀に成立した平安京周辺寺院のその後の姿についても確認しておこう。まず平安末期に存続した寺院を挙げよう。 (平徳子) 0) 円城 御産

平等寺・尊重寺を合わせて一寺(尊重護法寺)とし、寺務僧(別当)について取り決めた条規を作成した(『鎌倉遺文』 立を繰り返していたのである。このことからすると、第二章第二節で取り上げた寺院のうち、慈恩寺(滋野氏)・真如院 されている。高棟流桓武平氏は摂関家の家司をつとめ日記を残した家系として知られるが、その氏寺は荒廃と新寺院の建 王と誤認されている。さらに平親信が建てた尊重寺も顚倒、平範家 彼本尊 | 奉 ト居 | 一○八五号)。そこでは、「平等寺葛原親王建立、元在,,広隆寺西、 其寺焼失之後、於,,旧跡,者、広隆寺領」之、 次に、廃寺になった事例として、平等寺が挙げられる。建保二年(一二一四)二月十七日、平親範 || 当寺 | 」とあり、焼失して寺域が広隆寺領になったことがわかり、また建立者が平高棟でなく父の葛原親 (親範の父)が建てた護法寺も移転や火災を経たと記 (円智) は護法寺・ · 円智以_二

(藤原氏)・報恩寺(伴氏)・某寺(在原氏)も氏寺になったが、活動は確認できず衰微したとみられる。

つまり、 記』天永三年(一一一二)九月八日条に「東山雲居寺聖人之所」作極楽堂焼亡」、『百練抄』天治元年(一一二四)七月 たことが『小右記』にみえ、十世紀には観音信仰の場として定着している。雲居寺は、八坂寺の別院であったが、『中右(ミヒ) 十九日条に「瞻西上人、於,|雲居寺、供,|養金色八丈阿弥陀如来像|、貴賤結縁、 存続した寺院についても、 雲居寺に付属する「極楽堂」 支持者や存在形態は一様ではない。清水寺は、藤原実資が毎月十八日に参詣して灯明を奉じ Þ 「証応阿弥陀院」(十巻本『伊呂波字類抄』では「勝応阿弥陀寺」)が登場し、 摂政書」額、秀忠証の同」と記されてい 貴

おわりに

賤の信仰を集めているのである。

の後院・離宮など既存施設を転用・利用して成立したものとがある。後者は、寺院を介した土地私有を禁じた延暦・大同 期の法制を受けて、新たに土地を所有することなく寺院を成立させたものである。私寺として存続した清水寺は、 九世紀成立の平安京周辺寺院には、 寺印の使用、寺院経営に当たる俗人(檀越)と僧侶(綱維) 平等寺のように伽藍や経営が維持できずに廃寺になったものが多いと推定できる。また清水寺や雲居寺のよう 山林など既存施設のない場所に建てられたものと、 の確定を朝廷に申し出て許されている。貴族が建てた 貴族の邸宅・山荘、 上皇 や天皇

以上が、これまでの考察から導き出せる結論である。今後の課題として、以下の二点を提示しておきたい

建立当初とは異なる貴賤の信仰を集める寺院も登場した。

第一に、寺院縁起を使用した研究の方法についてである。『清水寺縁起』末尾に収録された太政官符・太政官牒は原

符・太政官牒 僧綱牒などは忠実な引用であるが、 勅書は やや疑問が残るが史実を反映したものと筆者は考えた。また 複数の 『醍醐寺縁起』 が伝える草創期の記事には異動があり、 『醍醐寺要書』に収 められる太政官

ているのである。寺院縁起を用いた研究では③の内容を考証することが多いが、①②を基軸として③をそれらとの関係でことに主眼を置いたものである。つまり寺院縁起には、①引用文書、②現状記録、③故事来歴を喧伝する文章、が混在し 誇張が想定できる。『朝野群載』(巻二) 所収の承和五年(八三八)「広隆寺縁起」は、火災の後に寺域の坪付を記 録する

考察する手法こそ必要なのである。

料稲や修理料稲を施入、一定数の年分度者や住僧の安置を認可する寺格)でも御願寺でもなく、私寺のまま四至や寺印が(55) 寺という寺院制度史の枠で説明がなされがちである。しかし、本稿で取り上げた寺院は、そうした範疇に収まっていな 事業には寺院や僧尼が関わっているのであり、「寺院史」はそれらの諸分野と関連付けて論じなければならないのである。 認可されている。つまり、それらは土地所有や氏族政策の問題として捉えるべき事項なのである。また「平安京」をテー い。貴族邸宅を寺院に転換する事例では、住僧のことが記されていないものが大半である。清水寺は定額寺(朝廷が灯分 マにしていても、寺院の記述が希薄な研究書・概説書が多いように見受けられる。しかし、死者の葬送や、困窮者の救済 第二に、「寺院史」研究の視点についてである。平安京周辺の寺院の成立は、天台宗・真言宗の展開や、 御 願

註

- $\widehat{1}$ たなかしげひさ「10世紀の平安京内外の諸寺」(『日本歴史』二六七号、一九七〇年)。
- 2 京都市編 『京都の歴史 第一巻 平安の新京』 (京都市、 一九七〇年)。
- $\widehat{4}$ 3 堀裕 角田文衛監修、 一平安京と寺々」(西山良平・鈴木久男編『古代の都3 財団法人古代学協会・古代学研究所編『平安京提要』(角川書店、 恒久の都平安京』吉川弘文館、二〇一〇年)。 一九九四年)。
- $\widehat{5}$ 西本昌弘「平安京野寺(常住寺)の諸問題」(角田文衛監修・古代学協会編『仁明朝の諸問題』思文閣出版、 二〇一一年)。
- 6 本郷真紹 「「御願寺」再考」(栄原永遠男ほか編『律令国家史論集』塙書房、 二〇一〇年)。

8

『訳注日本史料

7 西本昌弘「平安京野寺(常住寺)の諸問題」(前掲註 5

延喜式下』二一四頁、『新校群書類従

第四卷』四〇七頁。

- 9 黒須利夫「七寺・七廟考」(あたらしい古代史の会編 『王権と信仰の古代史』 吉川弘文館、二〇〇五年)。
- 10 以上、西本昌弘「平安京野寺(常住寺)の諸問題」(前掲註 (5)) による。
- 11 杉山信三「延喜式に見る京内外の七寺について」(『日本建築学会研究報告』一九号、一九五二年)。
- 13 $\widehat{12}$ 三年)が基礎的考察を加えている。 [伝教大師全集 岡本堂については、藤本誠「古代村落の「堂」と仏教統制」(『古代国家仏教と在地社会』吉川弘文館、二〇一六年、 巻三』口絵写真、平岡定海「延暦寺の成立」(『日本寺院史の研究』吉川弘文館一九八一年、 初出一九七六年)。 初出二〇一
- 平安京周辺寺院の成立 14 なお『平安遺文』四三四二号には「延暦寺印」と記されているが、誤記である。 宅が寺院になった例を挙げているので、参照した。 上野勝之「古代の貴族住宅と宗教」(西山良平・藤田勝也編『平安京と貴族の住まい』京都大学出版会、二〇一二年) が、
- 16 『新訂増補故実叢書 拾芥抄』三九八頁、『平安京提要』(前掲註 (3)書)三三五~三三六頁。

佐伯有清『慈覚大師伝の研究』(吉川弘文館、一九八六年)三二一頁

15

 $\hat{1}\hat{7}$ 直木孝次郎「日本霊異記にみえる「堂」について」(『奈良時代史の諸問題』塙書房、一九六八年、初出一九六〇年)。

岡野浩二

18

杉山信三『院家建築の研究』(吉川弘文館、一九八一年)。

- 19 七冊』二二四~二二六頁も同様。『清水寺史 第一巻 通史(上)』(一九九五年)は、 『清水寺史 第三巻 史料』(清水寺史編纂委員会編、清水寺、 法蔵館、二〇〇〇年) 四五〇~四五1 複数の『清水寺縁起』を四種七点に分類 一頁。 『大日本仏教全書
- 20 「続々群書類従 第十二』一~二頁

漢文縁起本を平安時代末から鎌倉時代初頭の成立と解説している

- 21 [園城寺文書 第 巻 智証大師関係文書』六三号、三九四頁
- 22 従完成会、二〇〇年、 例えば『小右記』天元五年正月から六月の各月十八日条。三橋正「藤原実資の観音信仰」 初出一九八七年)を参照 (『平安時代の信仰と宗教儀礼』

24 25 中井真孝「定額寺の原義」(『日本古代仏教制度史の研究』法蔵館、一九九一年、初出一九七六年)。 例えば、達日出典「清水寺縁起考」(『奈良時代山岳寺院の研究』名著出版、一九九一年、初出一九八七年)。